

協議 1

付属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例の概要

1 改正理由

障害のある児童生徒の就学先決定の在り方については、中央教育審議会分科会の報告（「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進」平成 24 年 7 月）において、「市町村教育委員会に設置されている「就学指導委員会」については、早期からの教育相談・支援や就学先の決定時のみならず、その後の一貫した支援についても助言を行うという観点から、「教育支援委員会」（仮称）といった名称とすることが適当である。」との提言がなされるとともに、文部科学省の通知（「学校教育法施行令の一部改正について」平成 25 年 9 月）においても、この点について改めて留意する必要があることが示されたところである。

については、これらの報告及び文部科学省通知等の趣旨を踏まえ、本市の付属機関の設置に関する条例の関係規定について改正を行うもの。

2 改正内容

別表（第 2 条関係）

	新	旧
付属機関名称	<u>北九州市教育支援委員会</u>	<u>北九州市心身障害児就学指導委員会</u>
担任する事項	教育委員会の諮問に応じ、 <u>障害のある幼児、児童及び生徒</u> の障害の種類及び程度の判定、 <u>就学先の決定並びに就学先決定後の一貫した支援</u> に関する事項について調査審議すること。	教育委員会の諮問に応じ、 <u>心身障害児</u> の障害の種類及び程度の判定 <u>並びに就学指導</u> に関する事項について調査審議すること。

3 施行期日 公布の日

4 議案提出予定議会 平成 26 年 6 月議会